

「働き方改革関連法」施行目前！ **1人でも**雇用している社長に 知って欲しいポイント & 今からでも間に合う助成金

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が成立し、平成30年7月6日に交付されました。「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」、「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つのテーマをもとに各種法令が整備され、2019年4月1日から順次施行されることが決まっています。一部には猶予期間が設けられているものの、大企業のみならず中小企業も適用対象となるため、早急に取り組みを開始することが必要です。

今回のセミナーでは、「働き方改革関連法」の中からポイントを絞って説明するとともに、企業が活用できる助成金について説明いたします。

また、人材育成・確保に使える「ジョブ・カード制度」と「雇用型訓練」の概要についてもご説明いたします。

■日時:

11月6日(火) 14:00~16:00

■会場:

豊中商工会議所

(豊中市岡町北1-1-2 阪急宝塚線「岡町」駅下車すぐ)

■参加費:無料

■定員:20名(先着順)

■主催:豊中商工会議所 大阪府地域
ジョブ・カードサポートセンター

【カリキュラム】

- ・「働き方改革関連法」について、中小企業が最低限準備しておくべきこと
- ・社内の体制整備に活用できる助成金 (社会保険労務士 難波 聡明 氏)
- ・ジョブ・カード制度と雇用型訓練について (豊中商工会議所 大阪府地域ジョブ・カードサポートセンター 担当者)
- ・質疑応答

※予告なく一部内容変更することがあります

 お申し込み書は裏面です！今すぐFAX！